

はちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変 更 後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる者」とは、はちみつ類の製造を他の製造業者に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。</p> <p>2 規約第2条第3項に規定するはちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則に定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第2条 規約第3条に規定する必要表示事</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第2条 (略)</p>

<p>項は、次の各号に掲げる基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 名称</p> <p>名称を次に定めるところにより表示すること。</p> <p>ア 「名称」の文字の次に、はちみつにあっては「はちみつ」、甘露はちみつにあっては「甘露はちみつ」、巣はちみつにあっては「巣はちみつ」、はちみつに巣はちみつを加えたものにあつては、「巣はちみつ入りはちみつ」と表示すること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、「名称」の文字に代えて「品名」と表示することができる。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p><u>原材料名を次に定めるところにより表示すること。</u></p> <p>ア 「原材料名」の文字の次に使用した原材料を原材料に占める重量の割合の高いものから順に、規約第2条第1項で定めるはちみつ類の名称又は採蜜源の花名を付す場合にあってはその名称の前に花名を「〇〇」と記載した「〇〇はちみつ」等の一般的な名称をもって表示すること。</p> <p>イ <u>原材料として規約第4条第1項第2号に定める条件を満たした有機はちみつを使用した場合にあっては、有機はちみつを使用している旨を「有機はちみつ」、「はちみつ（有機はちみつ）」等と表示することができる。</u></p> <p><u>また、採蜜源の花名を付す場合にあっては、花名を「〇〇」と記載した「有機〇〇はちみつ」、「〇〇（有機はちみつ）」等と表示することができる。</u></p> <p>(3) 原料原産地名</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 原材料名 <u>(新規)</u></p> <p>「原材料名」の文字の次に使用した原材料を原材料に占める重量の割合の高いものから順に、規約第2条第1項で定めるはちみつ類の名称又は採蜜源の花名を付す場合にあってはその名称の前に花名を「〇〇」と記載した「〇〇はちみつ」等の一般的な名称をもって表示すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) 原料原産地名</p>
--	---

はちみつ類は、次に定めるところにより採蜜国を表示すること。

ア 原材料名欄の「はちみつ」、「甘露はちみつ」、「巣はちみつ」若しくは「巣はちみつ入りはちみつ」の文字の次に括弧を付して、又は原料原産地名欄において括弧を付して表示した原材料名の前に、国内で採蜜されたはちみつにあつては「国産」と表示し、外国で採蜜されたはちみつにあつては、「〇〇産」又は「〇〇」と表示し「〇〇」には採蜜国名を表示すること。採蜜国が複数にわたる場合は原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。この場合において、はちみつの採蜜国が3か国以上にわたるときは、2番目までの採蜜国を表示した上、「その他」と表示することにより、3番目以降の採蜜国の表示を省略することができる。

イ 同一の採蜜国のはちみつの採蜜源の花名が複数にわたり、原材料名欄に採蜜国を表示する場合においては、次のいずれかの方法により表示することができる。

(7) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示し、その次に括弧を付して採蜜国名を表示すること。

(1) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜国名のみを表示し、その次に括弧を付して採蜜源の花名を重量の割合の高いものから順に表示すること。

ウ 同一の採蜜国のはちみつの採蜜源の花名が複数にわたり、原料原産地名

はちみつ類は、次のア及びイに定めるところにより採蜜国を表示すること。

ア (略)

(新規)

(新規)

欄に採蜜国を表示する場合においては、次のいずれかの方法により表示することができる。

(7) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示し、かつ原料原産地名欄に表示した採蜜国名の文字の次に括弧を付して原材料名を表示し、その次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示すること。

(1) 原材料名欄に表示した原材料名の文字の次に括弧を付して採蜜源の花名のみを重量の割合の高いものから順に表示し、かつ原料原産地名欄に表示した採蜜国名の文字の次に括弧を付して採蜜源の花名を付して「〇〇はちみつ」と重量の割合の高い順に表示すること。

エ 国産品の場合は、食品表示基準に基づき国産に代えて採蜜地が属する都道府県名その他一般に知られている地名を表示することができる。

(4) 内容量

「内容量」の文字の次に、グラム又はキログラムの単位で単位を明記して表示すること。

(5) 賞味期限

賞味期限とは、Hydroxymethylfurfuralの値にかかわらず、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。

ア 賞味期限は、「賞味期限」の文字の次に、次の例により年月で表示するこ

イ (略)

(4) (略)

(5) 賞味期限

賞味期限とは、Hydroxymethylfurfuralの値にかかわらず、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。

ア 賞味期限は、「賞味期限」の文字の次に、次のいずれかの方法により年月

<p>と。</p> <p>(7) <u>令和10年10月</u></p> <p>(イ) <u>10. 10</u></p> <p>(ウ) <u>2028. 10</u></p> <p>(エ) <u>28. 10</u></p> <p>イ アの規定にかかわらず、「賞味期限」の文字の次に、次の例により賞味期限を年月に代えて年月日で表示することができる。(イ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、年、月又は日が1桁の場合は、10の位は「0」と表示すること。</p> <p>(7) <u>令和10年10月10日</u></p> <p>(イ) <u>10. 10. 10</u></p> <p>(ウ) <u>2028. 10. 10</u></p> <p>(エ) <u>28. 10. 10</u></p> <p>(6) 保存の方法</p> <p>製品の特性に従って、「保存方法」の文字の次に、「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がないものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>(7) 原産国名</p> <p>製品輸入にあつては、「原産国名」の文字の次に、原産国名を表示すること。</p> <p>(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>表示内容に責任を有する事業者として、「製造者」、「加工者」、「輸入者」又は「販売者」の文字の次に、氏名（法人の場合にあつては、その名称。）及び住所を表示すること。</p> <p>(9) 製造所又は加工所の所在地及び製造</p>	<p>で表示すること。</p> <p>(7) <u>令和2年4月</u></p> <p>(イ) <u>02. 4</u></p> <p>(ウ) <u>2020. 4</u></p> <p>(エ) <u>20. 4</u></p> <p>イ アの規定にかかわらず、「賞味期限」の文字の次に、次のいずれかの方法により賞味期限を年月に代えて年月日で表示することができる。(イ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、年、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示すること。</p> <p>(7) <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(イ) <u>02. 4. 1</u></p> <p>(ウ) <u>2020. 4. 1</u></p> <p>(エ) <u>20. 4. 1</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>表示内容に責任を有する事業者として、製造者、加工者、輸入者又は販売者の氏名（法人の場合にあつては、その名称。）及び住所を表示すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>
---	---

者又は加工者の氏名又は名称

製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、次に掲げる基準により表示すること。

ア 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）を食品表示基準に基づき表示すること。

イ アの規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が、製造所若しくは加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。

ウ アの規定にかかわらず、同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この号において同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

<p>(ア) 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>(イ) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（2次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</p> <p>(ウ) 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p> <p>(10) 栄養成分の量及び熱量          栄養成分の量及び熱量については、食品表示基準に基づき表示すること。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定する使用上の注意に関する表示については、乳児ボツリヌス症の発生を防止するため、はちみつ類の容器包装に「1歳未満の乳児には与えないで下さい。」又は「1歳未満の乳児には食べさせないで下さい。」の文言を明瞭に記載すること。また、加熱処理すれば安全と誤解される表示をしないこと。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、食品表示基準によりはちみつ類の容器包装に表示が必要な事項については、同基準に基づき表示すること。</p> <p>4 前三項に規定する必要表示事項は、次の基準に基づき表示する。</p> <p>(1) 邦文をもって、はちみつ類を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により行うこと。</p> <p>(2) 名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式1により一括して行うこと。</p> <p>(3) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存の方法、原産国名及び事業者の表示は別記様式1により一括して行うこと。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>
---	--

<p>物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量及び熱量の表示は、別記様式 2（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式 3）により行うこと。ただし、別記様式 1 から別記様式 3 までにより表示される事項が別記様式と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 別記様式 1、別記様式 2 及び別記様式 3 は、縦書きとすることができる。</p> <p>(5) 名称は、別記様式 1 による一括表示の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量についても同様式 1 の一括表示の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができる。また、同様式 1 中の「名称」又は「内容量」の欄を省略することができる。</p> <p>(6) 原材料が 1 種類の場合には、別記様式 1 中の「原材料名」の欄を省略することができる。また、原材料の採蜜国を原材料名欄に表示している場合には、「原料原産地名」の欄を省略することができる。</p> <p>(7) 原材料が 1 種類の製品輸入であって、原材料のはちみつの採蜜国が原産国と同一である場合には、別記様式 1 中の「原材料名」及び「原料原産地名」の欄を省略することができる。</p> <p>(8) 賞味期限を別記様式 1 に従い一括して表示することが困難な場合には、同様式 1 中の「賞味期限」の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>(9) 製品輸入以外の場合にあっては、別記</p>	
--	--



<p>様式 1 中の「原産国」の欄を省略すること。</p> <p>(10) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(11) 表示に用いる文字の大きさは、次項第 2 号に規定する場合を除き、8 ポイント（ここでいうポイントとは、<u>日本産業規格 Z 8305 (1962)</u> に規定するものをいう。以下この施行規則において同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた活字により表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、5.5 ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>5 巢はちみつ入りはちみつにあつては、前四項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を容器包装に表示しなければならない。</p> <p>(1) 第 1 項第 2 号に規定する原材料名の「巢はちみつ」の文字の次に括弧を付して、製品に占める巢はちみつの重量の割合を重量百分比で表示すること。</p> <p>(2) 前項に規定する一括して行う表示とは別に、商品名を表す文字の表示されている箇所の直上又は直下に当該商品名を表示する文字の 2 分の 1 の大きさの活字又は 10 ポイントの活字のいずれか大きい活字によって「巢はちみつ入り」と表示すること。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第 3 条 規約第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「純粋」又は「Pure」の文言は、はちみつ類以外に表示してはならない。</p> <p>2 規約第 4 条第 1 項第 2 号に規定する日本の有機認証制度と同等性が認められた外国の公的な認証制度とは、「日本農林規</p>	<p>(11) 表示に用いる文字の大きさは、次項第 2 号に規定する場合を除き、8 ポイント（ここでいうポイントとは、<u>日本工業規格 Z 8305 (1962)</u> に規定するものをいう。以下この施行規則において同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた活字により表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、5.5 ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 規約第 4 条第 1 項第 2 号に規定する日本の有機認証制度と同等性が認められた外国の公的な認証制度とは、「日本農林規</p>
--	---

<p>格等に関する法律」(昭和25年5月11日法律第175号)第12条第2項の「外国(当該農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。)」が有している有機認証制度をいい、同制度で有機性が認められた商品以外のものに「有機」、「オーガニック」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示してはならない。</p> <p>3 規約第4条第1項第4号に規定する採蜜源の花名について、一種類の花名又は複数の花名を組み合わせる場合は、当該はちみつに、表示している蜜源と異なるはちみつを混合してはならない。</p> <p>また、採蜜源の花名を表示しない製品について当該製品が特定の花から採蜜したはちみつであると誤認されるおそれがある花の絵等の表示をしてはならない。</p> <p>4 前項の複数の採蜜源の花名を組み合わせる「〇〇はちみつと〇〇はちみつのブレンド」等と商品名に表示する場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することとし、また、その一種類の採蜜源の含有量が重量百分比で5%以上でなければならない。</p> <p>また、複数の採蜜源の花名ごとに重量の割合を別記様式1中の「原材料名」の欄に表示することができる。</p> <p>5 <u>規約第4条第1項第4号ただし書に規定する施行規則で定める外国政府の採蜜源の花名に関する基準とは、ニュージーランド第一次産業省が2017年12月12日に公表した「マヌカハニーの科学に基づいた定義及び新規輸出要件」をいう。</u></p> <p>6 <u>製品輸入した商品又はバルクで輸入して国内で製品化した商品の容器包装に前項の</u></p>	<p>格等に関する法律」(昭和25年5月11日法律第175号)第12条第2項の「外国(当該農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。)」が有している有機認証制度をいい、同制度で有機性が認められた商品以外のものに「有機」、「オーガニック」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示してはならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新規)</p>
--	--

<p><u>基準により定められた採蜜源の花名を表示する場合にあっては、次の表示方法に従わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項の基準により「モノフローラルマヌカハニー」と認められた場合は、容器包装の正面に同名称、マヌカハニー若しくは類似の文言を表示し、又は規約第3条第1項第2号に定める原材料名欄にマヌカハニー若しくは類似の文言を表示する。</u></p> <p><u>(2) 前項の基準により「マルチフローラルマヌカハニー」と認められた場合は、マヌカハニーの成分値が一定以上含まれる百花蜜である旨の説明文を容器包装又は店頭的一般消費者が見やすい箇所に表示することを条件に、容器包装の正面に前項の基準により認められた名称を表示する。この場合において、規約第3条第1項第2号に定める原材料名欄にはちみつと表示するものとし、マヌカが全て若しくは大部分の蜜源と誤認させる表示又はマヌカハニーをブレンドした旨の表示をしてはならない。</u></p> <p><u>7 特色のある採蜜源の花名を「〇〇はちみつ入り」等と商品名に強調して表示する場合は、その重量割合を強調表示に近接した場所又は別記様式1による一括表示枠内の当該特色のある原材料の次に括弧を付して表示しなければならない。</u></p> <p><u>8 はちみつ類に「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらに類似する意味内容の文言を用いて表示しようとするときは、公正取引協議会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第4条 事業者は、原料はちみつ等使用台帳の整備を行うこととし、製造ロットごとに</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 はちみつ類に特選、高級、デラックスその他これらに類似する意味内容の文言を用いて表示しようとするときは、公正取引協議会の承認を受けなければならない。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>
--	--

原料はちみつの使用量と製品の製造数量を明確にしなければならない。ただし、現に同様の台帳等がある場合は、それをもって台帳の整備に代えることができる。

(会員証紙)

第5条 規約第5条に規定する「会員証紙」は、次のいずれかの方法により容器包装に使用できるものとする。

- (1) 印刷
- (2) シールの貼付

2 「会員証紙」の表示は次の図柄をもって行う。



3 「会員証紙」の使用の承認及び使用方法については、前二項に掲げるもののほか、公正取引協議会が別に定める会員証紙の使用基準によるものとする。

(不当表示の禁止)

第6条 規約第7条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。

- (1) 公正取引協議会の承認を受けずに行う「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらに類似する意味内容の文言を用いた表示
- (2) 特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがある表示

(組成基準の試験法)

第7条 規約別表のはちみつの組成基準の

(不当表示の禁止)

第6条 (略)

- (1) 公正取引協議会の承認を受けずに行う特選、高級、デラックスその他これらに類似する意味内容の文言を用いた表示
- (2) (略)

(新規)

試験法は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 水分 屈折率法による。

(AOAC969. 38B)

(2) 果糖及びぶどう糖含有量（両者の合計） HPLC（高速液体クロマトグラフ法）による。

(Apidologie- Extra Issue28、1997、Chapter 1. 7. 2)

(3) しょ糖 HPLC（高速液体クロマトグラフ法）による。

(Apidologie- Extra Issue28、1997、Chapter 1. 7. 2)

(4) 電気伝導度 電気伝導率による。

(Apidologie- Extra Issue28、1997、Chapter 1. 2)

(5) Hydroxymethylfurfural

(AOAC980. 23)

(6) 遊離酸度

(J. Assoc. Public Analysts (1992) 28

(4) 171-175)

(7) でん粉デキストリン

日本薬局方の試験法によることとし、必要に応じヨード反応を併用する。

(別記様式 1)

名称  
原材料名  
原料原産地名  
内容量  
賞味期限  
保存方法  
原産国名  
製造者

備考

1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示することができる。

(略)

備考

(新規)

2 食品関連事業者が、加工業者、輸入業者又は販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「加工者」、「輸入者」又は「販売者」とする。

(別記様式2)

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

備考

- 「日本食品標準成分表」の数値を参照して表示する場合には、改訂時期を示す「〇〇年」又は「〇訂」を併せて表示する。
- 食品単位は、100g、100ml、1食分、その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。
- この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を一括して表示することができる。
- この様式中「熱量」とあるのは、これに代えて、「エネルギー」と表示することができる。
- この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

(別記様式3)

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal

1 加工業者、輸入業者又は販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「加工者」、「輸入者」又は「販売者」とする。

(略)

(略)

たんぱく質	g	
脂質	g	
一飽和脂肪酸	g	
一n-3系脂肪酸	g	
一n-6系脂肪酸	g	
コレステロール	mg	
炭水化物	g	
一糖質	g	
一糖類	g	
一食物繊維	g	
食塩相当量	g	
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、 n-3系脂肪酸、n-6系脂肪 酸、コレステロール、炭水化物、 糖質、糖類、食物繊維及びナトリ ウム以外の栄養成分	mg	
<b>備考</b>		
1 「日本食品標準成分表」の数値を参照して表示する場合には、改訂時期を示す「〇〇年」又は「〇訂」を併せて表示する。		
2 食品単位は、100g、100ml、1食分、その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。		
3 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。		
4 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を一括して表示することができる。		
5 この様式中「熱量」とあるのは、これに代えて、「エネルギー」と表示することができる。		
6 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。		
7 ナトリウム塩を添加していない食品又		

<p>は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。</p> <p>8 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該部分を省略する。</p> <p>9 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄によって表示する。</p> <p>10 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p>	
---	--

附 則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規則の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。